第３章　工事仮設

３－１　仮　設　工
３－１－１　一般事項 ……15
３－１－２　仮　設　物 ……15
３－１－３　締　切　工 ……15
３－１－４　仮設道路 ……15
３－１－５　土　留　工 ……15
３－１－６　覆　　工 ……16
３－１－７　水　替　工 ……16

第　3　章　　工　事　仮　設

3－1　仮　設　工

3－1－1　一般事項

1．　工事用仮設物が設計図書又は特記仕様書に示されている場合は、その指定された施工方法により施工する事を原則とする。

2．　工事用仮設物が設計図書又は特記仕様書に示されていない場合は、受注者の責任において選択するものとする。

　この場合、工事監督員に仮設物等についての応力計算書などの関係書類を提出しなければならない。

3－1－2　仮 設 物

1．　工事現場の周囲には、工事期間中、必要に応じて仮囲いを設置するものとし、特に工法等について指定された場合には、それに従わなければならない。

2．　仮囲いの撤去は、工事監督員の承諾を得て行わなければならない。

3．　仮囲いの中に車両を出入させる場合には、誘導員を置き、これを誘導又は見張りをさせなければならない。

3－1－3　締 切 工

1．　締切り及び排水の位置・工法・構造等は、あらかじめ工事監督員の承諾を得なければならない。

2．　鋼矢板等の締切りで隙間から土砂が流出した場合は、陥没等が起こらないよう、すみやかに原状復旧しなければならない。

3－1－4　仮設道路

1．　工事用仮設道路は、工事期間中、十分に耐えるものでなければならない。又、学校・病院・工事現場等の出入口、その他必要な箇所には、交通に対し安全な構造と幅員を有する仮橋、仮設道路、仮柵等を設けなければならない。

2．　仮設道路の撤去は特に指示された場合を除き、原状に復旧しなければならない。

3－1－5　土 留 工

1．　受注者は、事前に土留工の施工計画について工事監督員の承諾を受けなければならない。

2．　受注者は土留工の施工に当たり、付近の状況を十分に考慮し、これに作用する土圧・土質の変化、地下水位・降雨等による条件の悪化に耐えうる材料及び構造としなければならない。

3．　掘削深が 1.5 メートル以内であっても土質が著しく不良であり自立性の乏しい地山の場合は、適切な土留工を実施しなければならない。

4．　土留材の建て込みに当たっては、地上施設及び地下埋設物の試掘等により、十分調査しなければならない。

５．建て込み中、矢板にわん曲、ねじれ、共ずれが生じた場合は、打ち替等を行わなければならない。

６．　土留板は、掘削と同時に建て込み、根入れを常に確保しなければならない。建て込みにより、土壁との間に隙間が生じた場合には、裏込め材、クサビ等で隙間のないように固定しなければならない。

７．　切梁りの取り付けは、段ごとに掘削完了後すみやかに行い、設置後でなければ次の掘削を進めてはならない。

８．　腹起しは、管の吊り下ろしに支障のない物を使用し、又、切梁りは堅固に据え付け固定しなければならない。

９．　土留は、埋戻し及び締め固め完了前に引き抜きまたは解体してはならない。

　埋戻し等に支障となる土留は盛替える等、適切な措置をしなければならない。

10.　矢板又は杭の引き抜きは、地盤が十分締固まった後に行い、引き抜き後の空げきには、直ちに砂又は土砂を充填すること。

11.　矢板の根入れ部より湧水その他によって土砂の流入がある場合は、応急処置を施すとともに工事監督員と協議して対策を講じなければならない。

３－１－６　覆　　工

１．　覆工板は原則として、鋼板又はダグタイル鋳鉄製等のものを使用しなければならない。

２．　道路の横断掘削においては、半幅員に分割施工して片側の埋戻しが完了しない場合は復工をしたのち、他側の掘削に着手して常に片側の道路を確保しなければならない。

３．　昼夜兼行作業区域及び昼間作業は原則として覆工しないが、狭路な施工区域間などで道路管理者及び警察署が施工許可条件として指示した場合は、覆工をしなければならない。

４．覆工材は通行する車両の重量及び衝撃を十分考慮して､強度上安全な構造としなければならない。

５．　覆工は原路盤と同一の高さに施工し、覆工部分と在来路面の取付け部は、段差又は隙間を生じないようにアスファルト等で円滑にすり付けておくこと。なお、覆工板は、ばたついたりしないように完全に取り付け、据付けの状況の監視を常に行い、車両通行の安全をはからなければならない。

３－１－７　水 替 工

１．　工事場所には降雨、湧水等の排水を完全に行なえるよう十分な水替設備を設け、掘削部分に水を滞留させないように注意し、排水は必要に応じ沈砂桝を設けて土砂を流さないようにしなければならない。

２．　水替えは、必要に応じ昼夜にかかわらず実施し、工事の進捗に支障をきたさないようにしなければならない。

　又、夜間実施の場合は騒音防止に留意し、排水による被害をおよぼさないように注意することはもちろんの事、点検・見回りを行わなければならない。